

# 中区区民交流コーナー なかsabô 利用のご案内



平成29年改訂

## 1. 設置の目的



中区区民交流コーナー（愛称：**なかsabô**）は、中区の区域内で活動するボランティア団体や社会サービスを行う団体など、区民が自主的に行う活動を支援することを目的に設置されたスペースです。



**掲示情報コーナー**：市民活動などの情報発信に活用してください。

⚠️利用には、事前登録とその都度利用申請が必要です。

（「3. 利用方法」を参照）



**フリースペース**：どなたでも利用できます。ちょっとした打合せや休憩など自由に利用してください。

## なかsabôとは



堺市中区の「なか」とお茶を飲む空間「**sabô**＝茶房」を組み合わせた名前です。茶房は、ただお茶を飲む空間ではなく、互いの茶碗を愛でたり、そこに集まった人々が安らぎを求めたりする目的で立ち寄った場所だったと言えます。千利休に代表されるように、古くから茶の湯文化が発達し、茶房に親しんできたまち堺の、気軽に立ち寄れる場所、地域情報を発信できる場所、人々が交流できる場所、人々が繋がる場所。それが「なかsabô」です。

## 2. 利用時間



午前9時から午後5時15分

⚠️土、日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）を除く

## 3. 利用方法



**掲示情報コーナー**

### ①利用者登録

中区区民交流コーナーの情報掲示板、チラシ等配架台を利用するには事前に利用者登録の申請を行い、承認を受ける必要があります。この制度は、更新制になっており、有効期間は登録を受けた日から翌々年度の末日です。

中区区民交流コーナー利用者登録等申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、団体等の活動目的や内容が分かるもの（会則、規約、定款等）と過去の活動記録等の資料を添付のうえ、持参か郵送、電子メールで中区役所企画総務課へ提出してください。登録される場合は、必ず事前に中区役所企画総務課へご相談をお願いします。※申請内容を審査し、承認または不承認の決定を文書で通知します。申請から通知がお手元にとどくまで数日を要しますのでご注意ください。

### 利用者として登録するには・・・



中区内でボランティア活動や社会サービスの提供等の市民活動を行う、次の要件をすべて満たしている団体・個人であれば登録することができます。

**自主性**：自らの意思で主体的に行っている。

**公益性**：不特定多数の利益の増進に寄与することを目的としている。

**非営利性**：営利を目的としない。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又は堺市暴力団排除条例に基づき、暴力団に関連する活動は登録できません。  
※政治、宗教目的の活動は登録できません。

## ② 掲示板等の利用について

- (1) 中区区民交流コーナー掲示板等利用許可申請書（様式第7号）に必要事項を記入し、掲出するチラシと併せて持参か郵送で中区役所企画総務課へ提出してください。
- (2) 掲出するチラシ等の寸法は、以下のとおりとし、利用可能枚数は100枚以内です。
  - ・チラシ：はがきサイズからA4サイズまで
  - ・ポスター：はがきサイズからA3サイズまで
- (3) 掲示板等を利用することができる期間は、申請の日から2ヶ月間です。ただし、申請日から2ヶ月以内に期日のあるものは、その期日までです。
- (4) 掲示板等には、サークル活動（趣味、娯楽、スポーツ、レクリエーション等）のメンバーを増やすための会員募集チラシやイベント開催時に不特定多数の参加を呼びかけるための案内チラシ、活動を広く周知させるための会報誌等を掲出・配架できます。

**⚠** ただし、以下のいずれにも該当しないことが条件です。

- ・他団体あるいは他人を誹謗中傷する内容のもの
- ・他人のプライバシーを侵害する内容のもの
- ・公序良俗に反する内容のもの

- ・選挙運動やこれに類似する行為又は公職選挙法等の法令に違反する内容のもの
  - ・政治、宗教又は営利活動を目的とする内容のもの
  - ・記載内容が不明確なもの
  - ・その他区長が不相当と判断する内容のもの
- (5) 掲示板等の利用の受付は先着順です。スペースに空きが無い場合は利用申請を受付できないことがあります。
- (6) 掲出期間が終了したチラシ等は、引き取りの申し出がない場合は、交流コーナーにおいて処分します。

### ③申請書等の提出先

〒599-8236  
堺市中区深井沢町2470番地7 (堺市中区役所3階)  
中区役所 企画総務課  
☎072-270-8181 FAX072-270-8101  
電子メール [nakakiso@city.sakai.lg.jp](mailto:nakakiso@city.sakai.lg.jp)




※申請書は、[堺市中区のホームページ](#)からもダウンロードできます。

### フリースペース



- ・空いているテーブルは、自由に利用できます。
- ・ほかの利用者の迷惑にならないよう、お互いゆずりあって利用してください。
- ・利用する方が多い場合は、職員が声をかけさせていただくことがあります。
- ・使用した後は片づけを行い、ゴミはすべてお持ち帰りください。



- ・コーナー内は、飲食禁止です。
- ・コーナー内での、寄付の募集や物品の販売はできません。
- ・政治・宗教・営利目的の利用は、お断りします。
- ・机や椅子などを勝手に移動させたり、持ち出したりしないでください。
- ・自由に利用できるスペースのため、事前予約や1団体での専有はできません。



- ・利用時間は、最長2時間までとします。
- ・施設や備品等を破損・紛失した場合は、係員に申し出てください。
- ・他の利用者への迷惑や、管理上支障があると判断した場合は、退出していただく場合があります。

中区区民交流コーナー利用者登録等申請書

年 月 日

堺市中区長 様

代表者名 \_\_\_\_\_

中区区民交流コーナーの利用者登録等について、次のとおり申請します。

申請内容	1 新規登録    2 登録更新    3 登録内容の変更    4 登録取消し			
登録番号 (新規登録を除き記入)				
団体名	(ふりがな)			
代表者	(ふりがな)		電話	
	氏名		FAX	
	住所			
	電子メール			
連絡先 (代表者と同じ場合は 記入不要)	(ふりがな)		電話	
	氏名		FAX	
	住所			
	電子メール			
団体のHP				
設立年月日	年	月	日	
会員数	名			
団体の目的				
活動分野 (該当箇所全てに○)	1 保健・医療・福祉	2 幼児・児童	3 高齢者	
	4 障害児・者	5 社会教育・生涯学習	6 まちづくり	
	7 学術・文化・芸術	8 スポーツ	9 環境保全	
	10 動物愛護	11 地域安全	12 人権・平和	
	13 国際協力・交流	14 子どもの健全育成	15 学校・教育	
	16 連合自治会・単位自治会	17 その他 ( )		
備考				

※新規登録・登録更新の場合は、団体等の活動目的や内容が分かるもの（会則、規約、定款等）と過去の活動記録等の資料を添付してください。登録内容の変更の場合は、登録番号と団体名のほか、変更箇所のみを記入のうえ、変更内容が確認できるものを添付してください。

申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレ点を記入してください（登録取消しは不要）

<input type="checkbox"/> 利用にあたっては、法令及び施設管理者の指示を遵守することを誓約します。 <input type="checkbox"/> 虚偽の申請により登録を受けたことが認められるとき及び登録要件を欠くことが判明したときは、登録を取り消されても異議のないことを誓約します。
---

中区区民交流コーナー掲示板等利用許可申請書

年 月 日

堺市中区長 様

【申請者】 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

中区区民交流コーナーの掲示板等を利用したいので、下記のとおり申請します。  
 なお、利用については、掲出期間を守るとともに、チラシ等の引取りについて、責任を持つことを確約します。

記

掲出する内容	
寸 法	<input type="checkbox"/> A3 <input type="checkbox"/> A4 <input type="checkbox"/> A5 <input type="checkbox"/> B5 <input type="checkbox"/> ハガキ <input type="checkbox"/> その他 (                      )
枚 数	枚
掲 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
チラシ等の引取り	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

- ※1 掲出できるチラシ等の規格は以下のとおりです。
  - ・チ ラ シ：はがきサイズからA4サイズまで
  - ・ポスター：はがきサイズからA3サイズまで
- ※2 利用可能枚数は100枚以内です。
- ※3 掲出期間は2カ月以内です。
- ※4 掲示板等の利用の受付は先着順とし、スペースに空きがない場合は、配架をお断りする場合があります。
- ※5 記載内容が不明確なものは、配架をお断りする場合があります。事前に中区役所企画総務課へご相談ください。
- ※6 チラシ等の引取りを希望する場合は、掲出期間終了後2週間以内の執務日に引取りにお越しくください。2週間を経過した場合は処分します。

mE mO

# なかsabô

 堺市中区区民交流コーナー（愛称：なかsabô）

〒599-8236

堺市中区深井沢町2470番地7（堺市中区役所1階）

（問い合わせ先）

堺市中区役所 企画総務課

TEL 072-270-8181 FAX 072-270-8101

電子メール [nakakiso@city.sakai.lg.jp](mailto:nakakiso@city.sakai.lg.jp)